平成２２年（フ）第７１号
岐阜県不破郡垂井町2421番地の11　ファミリアーレ・アイＥ201号
破産者　大川　和弘
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２４４２号
京都市北区紫野上門前町52番地
破産者　中村法衣仏具店こと　中村　芳彦
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
香川県高松市高松町475番地キートス・コティＢ103号室
破産者　大北　君代（旧姓張野）
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８号
愛媛県松山市西垣生町15番地６
破産者　藤田　明伸
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４号
福岡県京都郡苅田町小波瀬１丁目１番地23　シャトレ尾倉105号
破産者　大西　　毅
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３７３号
大分市大字上詰745番地の２
破産者　佐藤　一徳
1　破産債権の届出期間　平成22年11月24日まで
2　一般調査期日　平成23年２月８日午後２時30分
平成22年10月27日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６６号
京都市伏見区桃山水野左近東町58番地２　ＭＥＷハウス桃山407号室
破産者　西川　　潤
1　破産債権の届出期間　平成22年11月25日まで
2　一般調査期日　平成23年１月27日午前10時
平成22年10月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８２号
兵庫県豊岡市若松町２番30号
破産者　豊岡特機販売こと　井垣　憲一
1　破産債権の届出期間　平成22年11月26日まで
2　一般調査期日　平成23年１月18日午後４時30分
平成22年10月26日
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１６８０号
北海道河東郡音更町宝来東町南１丁目４番地７、破産開始決定時の住所札幌市中央区南18条西12丁目４番１―403号
破産者　出口　安雄
1　破産債権の届出期間　平成22年11月30日まで
2　一般調査期日　平成23年１月31日午後２時
平成22年10月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５８５６号
大阪府吹田市内本町２丁目３番９―401号
破産者　森田　弘史
1　破産債権の届出期間　平成22年12月３日まで
2　一般調査期日　平成23年１月17日午後４時
平成22年10月27日
大阪地方裁判所第６民事部
1　決定年月日　平成22年10月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産管財人変更

平成２１年（フ）第２０５７号
大阪府池田市神田２丁目６番25号
破産者　ダイヤライトジャパン株式会社
代表者代表取締役　羽場　方紀
破産管財人　内海　英二を解任したので、次の者を破産管財人に選任した。
破産管財人　弁護士　野村　剛司
平成22年10月25日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第７１７１号
大阪府豊中市緑丘１丁目30番13号
債務者　新山　洋史
1　期日　平成22年11月24日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年10月26日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第９１号
山口県美祢市大嶺町東分来福台８丁目14番地10、旧住所山口県下関市川中本町17番14号
破産者　吉塚　直樹
異議申述期間　平成22年11月29日まで
平成22年10月28日　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第９号
熊本県荒尾市金山1125番地３
破産者　尾上　　貢
異議申述期間　平成22年12月28日まで
平成22年10月28日　熊本地方裁判所玉名支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１４５７２号
神奈川県横浜市港北区師岡町475―１―901
破産者　石畑俊三郎
免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
平成22年10月26日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８６６号
東京都世田谷区上野毛３丁目16―１―304
破産者　湯川　敦之
免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
平成22年10月28日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第４１号
神奈川県海老名市本郷1760番地１
清算株式会社　日型工業株式会社
代表清算人　山下　和徳
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０３７号
東京都港区六本木６丁目10番１号
清算株式会社　ラディアホールディングス・プレミア株式会社
1　決定年月日　平成22年10月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２０４０号
東京都港区西新橋１丁目22番14号
清算株式会社　株式会社ＡＳＴ
代表清算人　中静　正樹
1　決定年月日　平成22年10月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更及び弁済方法
協定債権（以下、当該債権者を「協定債権者」という。）については、以下のとおり弁済し、残余については免除を受ける。
⑴　清算株式会社株式会社ＡＳＴ（以下、「会社」という。）は、協定債権者株式会社長野銀行および長野県信用保証協会に対し、本協定の認可決定確定日から１ヶ月以内に、別紙協定案別表の債権額欄記載の債権額の0.022％の金員を支払う。
詳細は、別紙協定案別表のとおりである。